

公益財団法人 寺西育英会の概要及び奨学金制度

1. 代表者 理事長 寺西 良夫

2. 設立

昭和45年(1970年)1月、寺西幸雄の遺産の寄付による土地財産を基に設立され、この土地の賃貸による賃料を果実として奨学金事業を開始した。また、大阪府知事より公益財団法人の認定を受けて平成24年(2012年)4月1日付にて特例民法法人から公益財団法人へ移行した。

3. 目的及び奨学金の給付対象

大阪府大阪市のうち旭区・城東区・鶴見区・都島区・福島区・中央区・此花区・西区・港区・大正区・北区の公立高等学校に在学する生徒で、学業・人物共に優秀でありながら、経済的理由により就学困難な者に対し奨学金の無償給付を行い、社会に有用な人材の育成を通じて、社会発展に寄与する。

奨学金の給付対象は、次に掲げる公立高等学校(校)に在学する生徒とする。

① 大阪府立高等学校(18校)

大手前高等学校、旭高等学校、茨田高等学校、港高等学校、市岡高等学校、大正白稜高等学校、成城高等学校、淀川工科高等学校、西野田工科高等学校、桜宮高等学校、東高等学校、汎愛高等学校、鶴見商業高等学校、都島工業高等学校、泉尾工業高等学校、咲くやこの花高等学校、中央高等学校、桜和高等学校

4. 奨学生募集から奨学金給付までの流れ

- (1) 毎年4月早々、当財団より奨学金の給付対象高校の学校長に対し、当年度の奨学生募集・推薦について案内を行う。
- (2) 各学校が、奨学生の選考・推薦基準に則り、奨学生募集及び第一次選考『校内選考』を行う。次に校内選考結果を踏まえ、学校長から当財団に対し奨学生の応募書類を提出する。
- (3) 5月末日迄に各学校長より提出された奨学生願書・学校長推薦書・所得証明書等を基に、当財団の奨学生選考委員会が審議を行い、当財団の理事会が奨学生を決定する。
- (4) 6月中旬、当財団 理事長より、学校長及び奨学生本人に対し、奨学生採否決定及び第1回奨学金給付の通知を行う。

5. 奨学生の選考・推薦基準

奨学生の第一次選考『校内選考』は、次の各号の全てに該当する者より行い学校長が推薦する。

- (1) 給付対象期間の4月から翌年3月までの間、転校及び退学を予定していない者。
- (2) 高い向学心を持ち、人物に優れ、品行方正であるもの。
- (3) 経済的理由により学費の支弁が困難にあり、保護者(親権者)の市町村民税のうち所得割年税額が75,000円未満に属する者。
- (4) 当該募集の直前年度における学習成績の評定平均値(5段階評定)が3.5以上の者。
- (5) 当財団の目的や趣旨に基づいて、学校長の推薦が受けられる者。

6. 奨学金給付内容

(1) 奨学金

月額1万円(但し無償給付)とし、毎年4月より翌年3月までの1年間について給付する。

(2) 給付方法

奨学生本人の口座に直接振込とし、3ヵ月単位に6月・9月・11月・1月の月に行う。

以上